

盛岡市寡婦等医療費給付要綱（平成4年4月1日告示第112号）

最終改正:令和7年3月31日告示第179号

改正内容:令和7年3月31日告示第179号〔令和7年4月1日〕

○盛岡市寡婦等医療費給付要綱

平成4年4月1日告示第112号

改正

平成6年3月31日告示第104号
平成6年9月30日告示第280号
平成7年3月30日告示第95号
平成7年8月1日告示第237号
平成7年9月29日告示第293号
平成10年7月27日告示第247号
平成11年4月1日告示第151号
平成12年7月24日告示第255号
平成14年9月30日告示第338号
平成15年3月31日告示第131号
平成16年6月30日告示第230号
平成16年6月30日告示第234号
平成18年3月31日告示第223号
平成18年9月28日告示第497号
平成19年3月30日告示第117号
平成20年4月1日告示第188号
平成21年7月30日告示第308号
平成22年9月13日告示第404号
平成25年3月28日告示第153号
平成26年9月26日告示第494号
平成28年4月1日告示第237号
令和3年7月29日告示第417号
令和6年11月29日告示第542号
廃止 令和7年3月31日告示第179号

盛岡市寡婦等医療費給付要綱

（目的）

第1 この告示は、寡婦等に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって寡婦等の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寡婦等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)又は同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で、かつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養していたことのあるものをいう。
- (2) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他医療に関する法令等の規定による医療に要する費用の額をいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。
- (4) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。

（給付対象者）

第3 給付対象者は、市の区域内に住所を有する寡婦等で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき世帯主として住民基本台帳に記載されている医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により医療費の給付を受けることができる者及び医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律を除く。)の規定による被保険者又は被扶養者であって70歳から74歳までにあるもの
- (3) 盛岡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱(昭和48年告示第119号)の規定により医療費の給付を受けることのできる者
- (4) 盛岡市中度身体障害者医療費給付要綱(平成4年告示第113号)の規定により医療費の給付を受けることのできる者

- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により医療費の全額の給付を受けることのできる者
- (6) 前々年の所得(8月1日から12月31日までの間に第4第1項の申請をする者にあつては、前年の所得。以下同じ。)が160万円以上である者又は給付対象者と生計を同じくする世帯全員の前々年の所得が320万円以上である者
(受給者証の交付の申請等)
- 第4 この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ、寡婦等医療費受給者証交付(更新)申請書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、この告示による給付を受ける資格(以下「受給資格」という。)があると認めた者(以下「受給者」という。)にあつては寡婦等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付し、受給資格がないと認めた者にあつては寡婦等医療費受給者証交付(更新)不承認通知書によりその旨を通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、受給者証の更新について準用する。この場合において、第1項中「この告示による給付を受けようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「受給者証の更新を受けようとする受給者は、毎年別に定める期間内に」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第1項の規定にかかわらず、受給資格等に変更がないことが明らかであると市長が認めた受給者にあつては、同項の申請を省略することができる。
(受給者証の提示等)
- 第5 受給者は医療を受けようとするときは、医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。
(給付の額)
- 第6 この告示による給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担によって給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)から入院外に係る医療費にあつては750円、入院に係る医療費にあつては2,500円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費等が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から当該算定された額を控除した額を一部負担金等の額に応じてあん分することにより算定した額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給者及び当該受給者と生計を同じくする世帯全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による当該年度分(4月から7月までの間に当該受給者が医療を受けたときは、前年度分)の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含み、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、入院に伴う給付の額は、これらの規定により算定した額から当該入院に係る食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額を控除した額とする。
(給付の期間)
- 第7 この告示による給付は、市長が受給資格があると認めた日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月の末日までの間に受けた療養について行うものとする。
(給付の申請及び決定)
- 第8 受給者は、この告示による給付を受けようとするときは、医療機関等から寡婦等医療費給付申請書に医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額を支払ったことの証明を受け、当該申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、この告示による給付の適否を決定したときは、寡婦等医療費給付承認(不承認)決定通知書によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により給付を適当と認めた者に医療費を支給するものとする。
- 4 第1項の申請は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。
(受給資格等の変更の届出)
- 第9 受給者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに寡婦等医療費受給資格等変更届に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 受給資格の該当要件
- (2) 受給者の氏名又は住所
- (3) 受給者と生計を同じくする世帯員の氏名、続柄又は住所
- (4) 加入している医療保険の被保険者、組合員若しくは加入者の氏名若しくは続柄、種別、記号若しくは番号、保険者名若しくは所在地、資格取得年月日又は付加給付の有無
- (5) 振込先の口座名義人、金融機関名、預金の種別又は口座番号
- (6) 受給者及び当該受給者と生計を同じくする世帯全員の市町村民税の課税の有無
- (7) その他市長が必要と認めた事項
(給付の制限)
- 第10 受給者の疾病又は負傷が、第三者の行為によるとき又は自己の故意等医療保険各法の規定により保険給付の制限を受けるものによって生じたときは、第6に規定する給付の額の全部又は一部を支給しない。
(受給権の譲渡等の禁止)
- 第11 この告示による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
(不正利得の返還)
- 第12 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による給付を受けた者に対し、当該給付した金額の全部又は一部を返還させることがある。
(受給者証の再交付)
- 第13 受給者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、寡婦等医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(受給者証の返還等)

第14 受給者は、受給資格の要件に該当しなくなったときは、速やかに市長に、寡婦等医療費受給資格喪失届を提出するとともに、受給者証を返還しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療について適用する。
- 2 市の区域(旧都南村の区域を除く。)内に住所を有する者でこの告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に第3の規定による給付対象者となるべき事由が生じているものが、施行日から起算して2月以内に第5第1項の規定により受給者証の交付の申請をした場合の当該申請に係る受給者証は、施行日に交付されたものとみなす。
- 3 都南村の編入の際現に旧都南村寡婦医療費給付要綱(昭和54年都南村告示第116号)の規定に基づき受給者として認定されている者は、この告示の相当規定に基づき認定されたものとみなす。

附 則(平成6年告示第104号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年告示第280号)

この告示は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年告示第95号)

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年告示第237号)

この告示は、平成7年8月1日から施行する。

附 則(平成7年告示第293号)

- 1 この告示は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市寡婦医療費給付要綱の規定(第4第3項及び第4項を除く。)は、平成7年10月1日以後の受療に係る給付について適用し、同日前の受療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則(平成10年告示第247号)

この告示は、平成10年8月1日から施行する。

附 則(平成11年告示第151号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年告示第255号)

- 1 この告示は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市寡婦医療費給付要綱の規定は、平成12年8月1日以後の受療に係る給付について適用し、同日前の受療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則(平成14年告示第338号)

この告示は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第131号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第230号)

- 1 この告示は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市寡婦医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則(平成16年告示第234号)

- 1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市寡婦医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則(平成18年告示第223号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第497号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第117号抄)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成20年告示第188号)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市寡婦医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

改正文(平成21年告示第308号抄)

平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第404号)

- 1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前において、現に改正前の盛岡市寡婦医療費給付要綱第4第2項の規定に基づき交付されている受給者証は、改正後の盛岡市寡婦医療費給付要綱第4第2項の規定に基づき交付された受給者証とみなす。

改正文(平成25年告示第153号抄)

平成25年4月1日から施行する。

改正文(平成26年告示第494号抄)

平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第237号)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市寡婦等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則(令和3年告示第417号)

- 1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 次のいずれにも該当する者については、改正後の盛岡市寡婦等医療費給付要綱(以下「改正後の告示」という。)第3第2項の規定にかかわらず、給付対象者とみなして改正後の告示の規定を適用する。
 - (1) 令和3年7月31日において、改正前の盛岡市寡婦等医療費給付要綱第4第2項に規定する受給者に該当する者
 - (2) 改正後の告示第4第2項に規定する受給資格(改正後の告示第3第2項に規定する要件を除く。)があり、かつ、改正後の告示第3第2項の規定により給付対象者としないう者
 - (3) 改正後の告示第3第2項第6号中「が320万円」とあるのを「から10万円に給与所得等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得をいう。以下同じ。)を有する者の数(給与所得等が10万円未満の者の数を除く。))を乗じて得た額及び給与所得等が10万円未満の者の給与所得等の額の合計額を控除した額が300万円」と読み替えた場合において、同項の規定の適用を受けないこととなる者
- 3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けたことがある者が属する世帯の構成員に変更があった場合又は同項第1号に掲げる者が改正後の告示第4第2項に規定する受給者に該当しないこととなった場合には、適用しない。

附 則(令和6年告示第542号)

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市寡婦等医療費給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る給付について適用し、同日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。

附 則(令和7年告示第179号)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
 - 2 この告示の施行の日前に廃止前の盛岡市寡婦等医療費給付要綱(以下「旧告示」という。)第4第1項(第4第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請をした者に対する第4第2項の規定による寡婦等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)及び寡婦等医療費受給者証交付(更新)不承認通知書の交付については、なお従前の例による。
 - 3 この告示の施行の際現に旧告示第4第2項に規定する受給者である者(この告示の施行の日以後に附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる受給者証の交付を受けた者を含む。以下「廃止後対象者」という。)に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
 - 4 廃止後対象者に対する旧告示第9から第14までの規定の適用については、なお従前の例による。
-